

平成 30 年第 1 回

中部知多衛生組合議員連絡会議

会 議 録

中部知多衛生組合





ていただくことといたしました。よろしくお願いたします。それでは、資料をご覧ください。まず、1 経緯でございます。当組合は、平成27年度に策定した「し尿処理施設整備方針検討業務報告書」を基に下水道放流方式へと改修するため施設整備を進めており、平成30年度は、循環型社会形成推進交付金の対象事業であります「延命化基本設計業務」及び「生活環境影響調査業務」を発注いたしましたほか、武豊町への公共下水道接続につきまして「中部知多衛生組合の衣浦西部流域下水道関連及び武豊町公共下水道への接続に関する覚書」を7月に締結し、平成33年度末の供用開始を目指しています。次に2 平成30年度事業内容についてでございます。交付金対象事業として、2つの業務を発注いたしました。まず(1)延命化基本設計業務でございます。平成27年度に策定した「報告書」において設定された条件から、詳細フロー、機器配置計画、工事工程計画及び発注仕様書の作成に向けた設備・機器の各種条件等を明らかにするための業務で、既存施設をリニューアルして延命化を図るための基本設計でございます。次に、(2)生活環境影響調査業務でございます。施設整備の計画段階から、その施設の稼働に伴い周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮した対策を検討するための業務で騒音・振動・臭気測定を行う、いわゆるミニアセスでございます。続きまして、(3)覚書です。当組合が下水道放流方式へと改修した際は、最も距離の近い武豊町の公共下水道管に接続し汚水を放流することになるため、運用・使用料等についての条件を武豊町と取り決めたものでございます。「覚書」は別紙に写しを添付してございますが、規定した主な内容を次の①～④でご説明させていただきます。①下水道使用料の算定（第8条関係）です。下水道の使用料は、「武豊町下水道条例」に基づき、放流量に応じて隔月で支払いいたします。累進による料金体系になっておりまして、月に500 $\text{m}^3$ を超えますと1 $\text{m}^3$ あたり226.8円の価格帯となり、中衛からの放流量では1日で500 $\text{m}^3$ を超えてしまうため、この価格で全量をカッコ内にて試算いたしました。県の下水道排除基準による水質をクリアするために、最大で6倍希釈の1日あたり942 $\text{m}^3$ が放流されますので、942 $\text{m}^3$ ×226.8円×365日で年約7千800万円となり、市町の負担金額は、最大量放流した場合、常滑市が3千399万9千円、半田市が2千766万1千円、武豊町が1千634万円となるものでございます。②受益者負担金の納入（第10条関係）です。武豊町の公共下水道に接続するため、「知多都市計画武豊下水道事業受益者負担に関する条例」に基づき、公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者として武豊町に支払うものでございます。支払いは1回限りで、武豊町の公共下水道区域となる本年に支払いをいたします。受益者負担金は敷地面積の広さに対して付加されますため、これを試算いたしますと、中衛敷地面積1万7千335 $\text{m}^2$ に1 $\text{m}^2$ あたり350円の負担金を乗じまして、約606万8千円となり、市町の負担金額は、常滑市264万5千円、半田市215万2千円、武豊町

127万1千円となるものでございます。③衣西建設事業費負担金相当額の納入(第11条関係)です。「愛知県流域下水道建設要綱」に基づき、毎年の改築更新費用等を流入市町の流入量によりあん分している負担金で、中衛が接続することにより、武豊町が衣西に支払う負担金が増加するため、その増加分を支払うものです。算定基準は、愛知県に届け出ている水量を基にしているため、中衛が申請している水量、6倍希釈の1日あたり942m<sup>3</sup>で算出されます。金額は、衣西のその年度の改築更新費用等により変動し、認可をされた平成30年度から毎年支払うものでございます。30年度分を試算いたしますと、武豊町が衣西に支払う負担金が1千7万4千546円で、そのうち中衛の割合は4.85567%です。約49万円となり、市町の負担金額は、常滑市21万3千円、半田市17万4千円、武豊町10万3千円となるものでございます。④衣西特定排水に係る資本費負担金相当額の納入(第12条関係)です。「衣浦西部流域下水道の維持管理に要する市町負担金に関する覚書」に基づき、こちらは、当初の建設費用を、流入市町の流入量により算出している負担金で、③同様、中衛が接続することにより、武豊町が衣西に支払う負担金が増加するため、その増加分を支払うものです。この負担金は、1月あたり500m<sup>3</sup>を超える分のみ支払います。算定基準は、その年度の汚水の実排水量を基に算出されます。支払いは接続年度となる平成34年度から毎年支払うものでございます。仮に、30年度の現行単価で試算いたしますと、6倍希釈の日942m<sup>3</sup>×365日し、1月あたり500m<sup>3</sup>を超える分のみの支払いですので、500m<sup>3</sup>×12か月の6,000m<sup>3</sup>をマイナスしたものに、1m<sup>3</sup>あたり23.9円の負担金を乗じまして、約807万5千円となり、市町の負担金額は、常滑市352万円、半田市286万3千円、武豊町169万2千円となるものでございます。最後に3今後のスケジュールでございます。平成31年度は、施設整備工事発注支援業務を発注します。下段の※印にて説明させていただきます。施設整備工事発注支援業務とは設計と施工を併せて契約を行う「性能発注方式」での工事発注を支援する業務です。今年度の延命化基本設計業務において示された、各種条件等を基に、技術提案図書(見積設計図書)の作成を各プラントメーカーへ依頼し、提出された技術提案図書に対して、仕様の統一及び発注者の要求事項を満たすため改善指示を行いましたのちに、改修する施設の性能を取りまとめた発注仕様書を作成するものでございます。また、業者選定に係る資料作成等の支援を行うとともに、予定価格の検討等についても行います。そして、32・33年度に改修整備工事を実施し、33年度末までには供用開始する計画でございます。また、表中の計画等は交付金対象事業となり、交付限度額は事業費の1/3でございます。説明は以上でございます。

議長(杉江繁樹) 説明は終わりました。ただいまの案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議員（成田吉毅） 今回の事業内容と覚書については、もう決まっていることなので、これでいいかと思います。今後のスケジュールについてですが、32年度に工事を開始して、33年度中に完了し、供用開始ということによろしでしょうか。

場長（浜島 靖） 32、33年度の2ヶ年の工事になりますが、33年度末には今の方式から切替えて、新方式での供用開始をしていきます。

議員（成田吉毅） 今回の躯体を使って改修していくわけですが、32年度からの工事期間において、現状の処理に何らかの影響が出るというような想定はされていますか。

場長（浜島 靖） 改修後の施設は、現在の設備をほとんど全て取り換えることとなるため、仮設を取り付けて同時進行で行っていきますので、特に支障が出るということはありません。

議員（成田吉毅） 以前、仮設については外でテントを作ったというようなものを見たのですが、同じようなイメージと考えればいいでしょうか。

場長（浜島 靖） そのような形になると思います。

議員（成田吉毅） 施設整備発注支援業務については、性能発注方式での工事発注を支援とするということで、32年度からの工事に際して、発注仕様書を作成したり、予定価格の検討を行ったりと色々な支援を行ってくれてメリットがあるということは分かるのですが、もう少し詳しく教えてくださいか。

場長（浜島 靖） 施設整備発注支援業務についてですが、今回予定しています性能発注方式というのは、発注者側が基本的な性能のみを発注し、受託者側の各プラントメーカーは発注者の要求水準を満たす使用を提案するという形になります。そうして提出された各仕様に改善指示を出し、改善されてきた仕様を取りまとめ発注仕様書を作成します。その後、価格競争という流れになるのですが、廃棄物処理施設というのは特殊な設備が多く、専門的な知識が無いと提案されてくる各仕様に対し、適正な評価ができないため、発注者側に代わってコンサルに評価等をお願いするものです。また、その他にも発注に際して関係する必要書類等の作成及び予定価格の検討等も行っています。

